

◎必ず提出前に確認のうえ記入して下さい

計 画 日：令和 年 月 日
完 了 日：令和 年 月 日
賃金締切日 日 / 支払日（当・翌）月 日

申請事業所名	
助成金担当者名 又は社会保険労務士 (提出代行・事務代理)	
TEL	

「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）」

【完了届】《提出書類 チェックリスト》

I 事業所設置の証明に関する書類等

No.	提出書類・添付書類	事業主 チェック欄	所・センター チェック欄
1	★（沖様式第8号）「完了届・申請資格確認届」※計画年度様式	☐	☐
2	★（沖様式第2号）「事業所状況等申立書」※計画年度様式	☐	☐
3	★（共通要領 様式第1号）「支給要件確認申立書」※最新様式	☐	☐
4	（沖様式第3号）「計画書認定通知書」（写） ※労働局から送付された通知書	☐	☐
5	（個人事業の場合）開廃業届（写） ※法人の場合、登記簿の提出は不要	☐	☐
6	定款（写）（個人事業は不要）	☐	☐
7	営業許可書等（写） ※許可や認可が必要な事業の場合に提出	☐	☐
8	就業規則（写）及び賃金規程（写）	☐	☐
9	★「支払方法・受取人住所届」 ※通帳等（写）（表紙及び表紙をめくった部分）を添付 ※口座名義（フリガナ）、銀行名、支店名、口座番号がわかるもの	☐	☐

同助成金(地域雇用開発コース)の完了届と同時に提出する場合、添付書類を省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【注意】・原則、不足や不備がある場合は受理できません。

・上記の他に沖縄労働局が必要と認める書類を窓口や審査の段階で求める場合があります。

★…厚生労働省のHPでダウンロード可。（下記にアクセス又は「厚生労働省 雇用関係助成金」で検索）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

「助成金一覧」ページより「地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)」を選択 ※画面印刷

～下記事項の自主点検をお願いします。～

(1)整備・雇い入れをした申請事業所は雇用保険適用事業所として設置されていますか？

労働者が他の事業所（本社など）で雇用保険取得されていても、申請事業所自体が雇用保険適用事業所として

設置されていない場合は助成金の申請ができません。

（ されている ・ されていない ）

(2)計画日以降、事業主都合（解雇等）による離職者はいませんか？（ いる ・ いない ）

「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）」

【完了届】《提出書類 チェックリスト》

Ⅱ 対象労働者の証明に関する書類等

No.	提出書類・添付書類	事業主 チェック欄	所・センター チェック欄
1	★（沖様式第9号）「沖縄助成金対象者申告書」※計画年度様式	☐	☐
2	★（沖様式第10号）「沖縄助成金対象者雇用状況等申立書」※計画年度様式	☐	☐
3	（チェックリスト別添②）「地域・沖縄 対象労働者確認表」	☐	☐
4	（チェックリスト別添③）「割増賃金確認表」対象労働者全員分	☐	☐
5	（対象労働者）住民票（写） ※【重要】マイナンバー記載のないもの	☐	☐
6	（対象労働者）履歴書（写）	☐	☐
7	（対象労働者）雇用契約書（写）又は労働条件通知書（写） ※雇入れ～完了日まで変更が生じているものは全て	☐	☐
8	（対象労働者）出勤簿又はタイムカード（写 ※対象者別） ※雇入れ月～完了日 ※出勤初日を蛍光ペンでマークして下さい。	☐	☐
9	（対象労働者）賃金台帳（写 ※対象者別） ※雇入れ月～完了日を含む月を対象とした分	☐	☐
10	（対象労働者）労働者名簿 ※氏名、生年月日、職歴、性別、住所、業務内容、雇入れ年月日、退職年月日 及びその事由等の記載が必要。	☐	☐
11	全労働者名簿又は全労働者一覧表（写）	☐	☐
12	総勘定元帳等（写） ※計画日～完了日の賃金の部分を蛍光ペンでマークして下さい。	☐	☐
13	対象労働者を一般公募により採用したことが確認できる書類 例：ハローワーク求人票、求人広告・掲載誌等の写し（これらが無い場合は、別途、採用経緯 について求人募集から内定まで詳細に記載したものを提出して下さい。）	☐	☐

※No.8、9は、複数の対象労働者の分をまとめてコピーせず、対象労働者ごとにコピーして下さい。

※No.5～10は対象労働者ごとに綴って提出して下さい

【注意】・原則、不足や不備がある場合は受理できません。

・上記の他に沖縄労働局が必要と認める書類を窓口や審査の段階で求める場合があります。

～下記事項の自主点検をお願いします。～

(1)労働条件を書面で明示していますか？ （ している ・ していない ）

(2)本人が希望すれば65才以上まで雇用されることが可能ですか？ （ 可能 ・ 不可能 ）

「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）」

【完了届】《提出書類 チェックリスト》

Ⅲ 事業所の設置・整備の証明に関する書類等

No.	提出書類	事業主 チェック欄	所・センター チェック欄
1	★（ <u>沖様式第11号</u> ）「事業所設置・整備費用申告書」※計画年度様式 ※動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に記入して下さい。	☐	☐
2	（対象労働者の賃金について他の補助金・助成金を受けている場合） 要綱・申請書・交付決定通知書 ※交付を受けた対象者および対象期間等が確認できるもの ※当該補助金が、同一の対象労働者について地域雇用開発助成金（厚生労働省の雇用関係助成金）との併給の可否をあらかじめ申請先機関に確認して下さい。 また、下記に申請先の機関の連絡先を記入して下さい。 機関名称： 電話番号：	☐	☐

【注意】・原則、不足や不備がある場合は受理できません。

・上記の他に沖縄労働局が必要と認める書類を窓口や審査の段階で求める場合があります。

～下記事項の自主点検をお願いします。～

(1) 事業主名義以外での立替払いはありませんか？

※原則、立替払いが行われた費用は対象となりません。（ ある ・ ない ）

(2) 工事の場合、「完了引渡し日」が計画日～完了日の間にありますか？

※「完了引渡し日」が計画期間内にない場合は、支払が計画期間内でも対象となりません。（ ない ・ ある ）

(3) 購入の場合、「納品・引渡し日」が計画日～完了日の間にありますか？

※「納品・引渡し日」が計画期間内にない場合は、支払が計画期間内でも対象となりません。（ ない ・ ある ）

(4) 賃借費用の場合、「契約期間（賃貸借期間）」の初日が計画日～完了日の間にありますか？

※賃貸借期間の初日が計画期間内にない場合は、支払が計画期間内でも対象となりません。（ ない ・ ある ）

(5) 賃借施設の内装工事の場合、所有者の行う建物新築工事と工事期間が重複しますか？

※工事期間が重複する場合は対象となりません。（ 重複する ・ 重複しない ）

【お問い合わせ先】〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2合同庁舎1号館
沖縄労働局 職業安定部 職業対策課 沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

事業所所在地が名護以北・宮古・八重山の場合、各管轄のハローワーク窓口でも提出が可能です。

●事業主の委任を受けて支給申請書を代理人が提出する場合は、委任状が必要です。

詳しくは、沖縄労働局ホームページにて確認して下さい。

トップページ>助成金について>「◆支給申請書等の提出時には、委任状の提出及び身分証の確認が必要になりました。」

◎動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に番号を付与して下さい。

「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）」
【完了届】《提出書類 チェックリスト》Ⅲ-続紙（不動産用）

☐工事 【名称： 】

☐購入（土地を除く） 【名称： 】

☐ 賃借 【名称： 】

共通

【注意】・原則、不足や不備がある場合は受理できません。
・上記の他に沖縄労働局が必要と認める書類を窓口や審査の段階で求める場合があります。

◎動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に番号を付与して下さい。

「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）」
【完了届】≪提出書類 チェックリスト≫Ⅲ-続紙（動産用）

☐ 購入 【名称： 】

☐ 賃借（リース含む） 【名称： 】

共通書類

【注意】・原則、不足や不備がある場合は受理できません。

【R7.6】